

包括承認基準 8 第 2 種特定工作物に該当しない運動・レジャー施設に付属する管理上必要な施設の取扱いについて（付属施設）

（昭和 62 年 4 月 1 日）

（適用の範囲）

第 1 第 2 種特定工作物に該当しない運動・レジャー施設（0.1 ヘクタール以上のキャンプ場、スキー場又は 0.1 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満の野球場、遊園地、動物園、その他の運動・レジャー施設）に付属する管理上必要な施設について適用する。

（予定建築物の規模等）

第 2 予定建築物は、第 1 の運動・レジャー施設の維持管理上必要最小限のものであること。

2 キャンプ場については、バンガロー施設を含むものとする。

付則

1 この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

包括承認基準 8 の解説

管理上必要な施設

- ・本基準第 1 の「管理上必要な施設」には、クラブハウス、休憩施設等当該運動レジャー施設の管理上・利用上必要最小、な施設も含むものとする。
- ・バンガロー施設とは、キャンプ場に付属するもので水回りの設備がないものとする。

開発許可又は建築許可の適用について

本基準に基づいて許可をする場合で、当該運動・レジャー施設の区域内に造成工事（1 m を超える盛土又は 2 m を超える切土）があるときは、区域全体の開発行為とみなして法第 29 条を適用する。又、区域内に造成工事がない場合でも、現況の土地利用を改変し、運動・レジャー施設として利用される場合は、管理上必要な施設を建築する敷地の部分だけでなく、当該運動・レジャー施設に供する敷地全体について法を適用する。